


県中農林事務所の会議に出席


協和木材株式会社を視察


林業研究センターを視察


頭首工改修工事について説明を受ける様子（伊香堰地区）


農業総合センターで水稲の育苗を視察


水産庁 森健長官（写真中央）に意見書を提出しました


県議会一般質問に登壇した時の様子


JA夢みなみ白河果樹産地構造改革協議会


株式会社小川きのこ園でエリンギ栽培を視察


株式会社みちのく白河農園で世界最先端技術を使用した
大規模グリーンハウスでのトマト栽培を視察


有限会社そらの社でいちご栽培を視察



佐藤てつやプロフィール

昭和43年4月19日生まれ。

郡山市鶴見坦出身
郡山市立薫小学校卒業
郡山市立郡山第一中学校卒業
福島県立郡山高等学校卒業
工学院大学専門学校夜間部建築科研究課程卒業

- 趣味／音楽・演劇鑑賞、スポーツ観戦、キャンプ
- 特徴／身長180cm、常にパワー全開！元気一番！
 妻、ネコ3匹と暮らしている。

平成18年	郡山市立薫小学校 父母と教師の会会長（平成22年まで）
平成21年	郡山市PTA連合会副会長
平成23年	郡山市立郡山第一中学校PTA会長
平成23年	郡山市議会議員（連続3期）
平成26年	福島県立安積黎明高等学校PTA会長
令和４年	福島県議会議員（2期目）

所属委員会
◆農林水産委員会（副委員長）
◆少子高齢化・地域活性化対策特別委員会

福島県議会議員

佐藤てつや

誰もが誇れる“ふるさと”の創造

まだまだ暑さが続いておりますが、皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。

昨年12月、福島県議会において農林水産委員会の副委員長を拝命いたしました。農林水産委員会とは県の農業、林業、水産業を分掌する委員会です。福島県の農林水産業は東日本大震災と原子力災害により、これまで経験したことのない苦境に直面し、現在でも多方面で様々な影響が残っている状況です。これらの課題解決に向けて、県内の農林水産業の支援や振興に尽力する所存でございます。

さて、6月の県議会定例会において、計11問の一般質問をさせていただきました。今回は、その中から3つの質問についてご紹介します。ぜひご一読ください。

“佐藤てつや”はこれからも、皆様の抱えているお悩みごとをひとつひとつ解決するべく、精進して参ります。

これからも変わらぬご支援とご声援を賜りますよう、お願い申し上げます。

福島県議会における佐藤てつやの質問と解説

少子化対策について

Q これまで県では、少子化対策として保育所の整備や新居の家賃など結婚新生活に対する補助、多子世帯の保育料の一部補助など、結婚や出産、子育てへの経済的支援を幅広く実施しており、高く評価するものであります。しかしながら、状況の好転にはつながっておらず、様々な主体と連携を図りつつ、総合的に取り組みを進めていくことが重要であると考えます。そこで、**知事は、少子化対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。**

A 子ども子育て施策はもちろん、教育、保健、医療、福祉、男女共同参画、女性活躍、産業振興、働き方改革など県政のあらゆる施策を前進させていくことが重要であります。今後とも、国の取り組みと県独自の施策を、車の両輪として展開し、総力を挙げて少子化対策を推進してまいります。

Point! てつやの解説

内堀雅雄知事に答弁いただいた質問です。
県では「福島県こどもまんなかプラン」を本年度内に策定予定です。本県の出生数や合計特殊出生率は、近年、過去最低を連続して更新しており、少子化は待ったなしの課題です。特に本県では、大学進学や就職のために若者が県外に流出する傾向にあり、子育て世代の人口減少が出生数の減少につながっています。これら本県独自の課題に全力で取り組んでいくと、力強い答弁をいただきました。

金属スクラップヤードについて

Q 金属やプラスチックを屋外で保管している作業場、いわゆる「金属スクラップヤード」について、本県において今後、増加が考えられることから、事故の発生等を未然に防ぐ対策を講じる必要があると考えます。そこで、**県は、金属スクラップヤードの適正な管理にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。**

A 現在、県内には85の施設があり、その一部において騒音や振動の発生など周辺環境への影響が認められております。近隣自治体では施設の保管基準などを定めた条例により規制を行っていることから、本県も施設の適正管理を促し、事故等を未然に防止するため、早期の条例策定に向け、検討を進めてまいります。

Point! てつやの解説

売買取引される金属等は廃棄物に該当せず廃棄物処理法の規制対象外です。また近年、金属価格の高騰により、鉄くずの盗難や窃盗が全国で多発しており、治安の悪化も懸念され、条例の策定は急務と考えます。県では早ければ年度内に条例を策定したい考えです。

外国籍児童・生徒への対応について

Q 外国籍児童や生徒は、日本語の習熟に応じた学年への編入が望ましいと考えますが、拒否された場合、現状の規定では学校は受け入れざるを得ず、学校側の負担は相当に重いものと考えます。そこで、**県教育委員会は、外国籍児童・生徒を受け入れている公立小中学校への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。**

A 外国籍児童・生徒を受け入れている公立小中学校への支援は、日本語指導の必要な児童生徒が多い学校に専任の教員を配置しており、未配置の学校においては個に応じたきめ細かな指導が課題であることから、ICTの利活用など効果的な実践事例を広く周知し、外国籍児童・生徒が在籍する小中学校の支援に取り組んでまいります。

Point! てつやの解説

我が国では外国人の子どもに就学義務はありませんが、公立の義務教育諸学校に無償で受け入れています。受け入れ学年は、日本語能力や学力を考慮し、必要に応じて下学年への入学を認めています。しかしながら、明確な規定は存在していないのが現状です。例えば、日本語の習熟に関わらず、年齢に該当する学年への編入を希望された場合、それを受け入れざるを得ず、担任教員は教科書やプリントの漢字にひらがなの読み仮名をつけるなどの対応を迫られる事例などが発生し問題になっています。

その他の質問

- インバウンドの受け入れ態勢の整備について
- 地域公共交通事業者や運送事業者への支援について
- 看護職員の確保について
- 臓器移植の体制整備について
- マイナ保険証の利用率向上について
- 通信制高校の学習環境整備について
- 大阪・関西万博について
- 水素社会の実現について
- デジタルマーケティングを活用した観光誘客について

皆さんの声、ぜひお聞かせください！
佐藤てつや事務所
〒963-8862 郡山市菜根三丁目39-7
E-mail：sugar503@cameo.plala.or.jp
TEL.024-934-2585
FAX.024-926-0943
X（旧Twitter） @satotetsuya963
Instagram @satotetsuya963
SNSで情報を発信しています！